記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第46項」の文字を二重線で抹消しください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）　自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

⑴　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「面積（㎡）」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑷　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を〇で囲んでください。

⑸　「⑵　⑴のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積（㎡）」欄は、⑶に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

⑴　貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長

＜一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書　記載要領等＞

することとなった事情を記載した事業施行者の書面

⑵　貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し